

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の  
食品安全及び食品の輸出入に関する協力に係る覚書

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項の規定に関連し、日本と台湾との間での食品安全に係る協力を推進するとともに食品の輸出入が円滑に行われるようにするため、当該分野での協力強化が日本と台湾の間の経済貿易関係の一層の深化と日本と台湾双方の相互理解の促進に資することを認識しつつ、次の事項を協力して実施するとともに、必要な双方の関係当局の同意が得られるよう相互に協力することにつき、共通認識に達した。

- 1 両協会は、日本及び台湾の関連する法令の範囲内で、次の関連する情報の交換を促進する。
  - (1) 日本及び台湾の関係企業による食品の輸出入に関する事実関係
  - (2) 日本及び台湾の食品表示規定、輸出入通関手続及び検査等の状況に関する情報
  - (3) 関係する日本及び台湾の法令に関する情報又はその他必要な情報
  
- 2 前項の規定に基づき得られた情報は、両協会が合意した目的の範囲内で使用される。情報を提供した側の協会から当該情報の秘密性を保持するよう求められた場合には、当該情報を得た側の協会は情報の秘密性を保持しなければならない。情報を得る側の協会が書面による情報の提供を要請する場合には、情報を提供する側の協会は、当該要請に応じるよう努力する。
  
- 3 両協会は、日本と台湾との間の食品の輸出入に係る通関の円滑化及び食品安全の確保に資するため、それぞれに連絡窓口を設置して、これらの議題に係る協力を強化する。

- 4 両協会は、食品安全に関する理解を促進するための活動を協力して行う。
- 5 両協会は、双方の食品の不正輸出入事案の発生防止のために、それぞれの関係当局に対し適切な措置を取るよう協力を要請するとともに、関連する法令の範囲内であらゆる可能な対応を検討する。
- 6 両協会は、日台双方において、WTOの関連ルールに整合的かつ科学的根拠に基づく食品安全に係る措置が講じられることを確保すべく、原則として6か月に1度、定期的会合を開催し、関連する規制措置の見直しを毎年1回必要な双方の関係当局に提言する。
- 7 この覚書は両協会が署名した日から実施され、両協会の協議に基づいて修正することができる。いずれの一方の協会も90日前に書面により他方の協会に通知することにより、この覚書を終了することができる。

この覚書は日本語及び中国語により各二部作成し、両協会の代表は、2022年3月4日、東京及び台北において、これに署名した。

公益財団法人日本台湾交流協会

台湾日本関係協会

---